

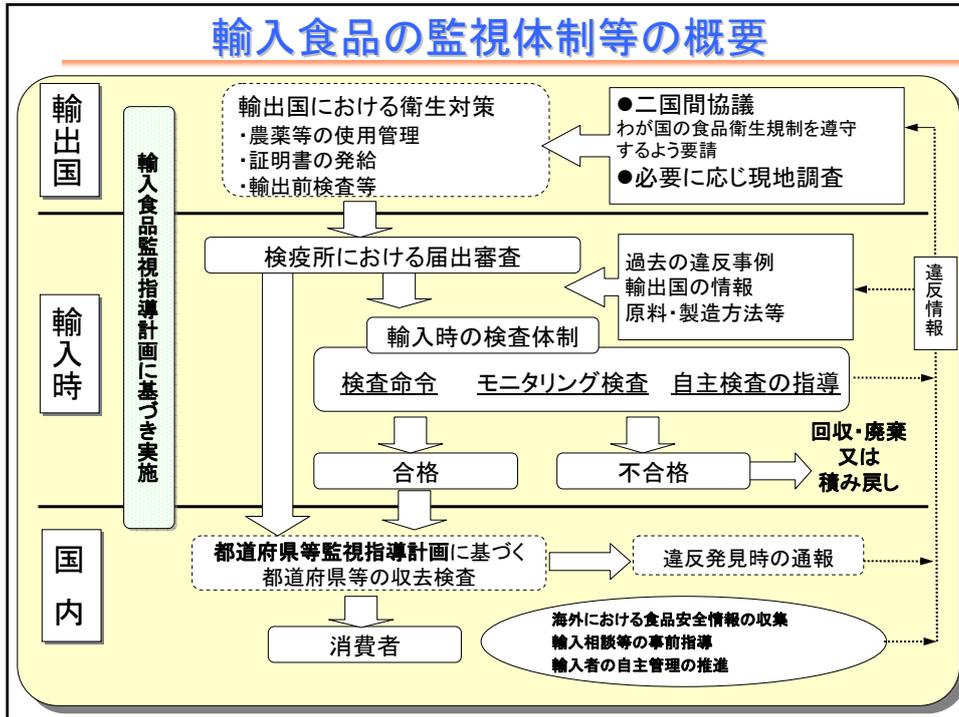
平成18年度 輸入食品監視指導計画(案) について

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
道野 英司

輸入食品の監視指導の 基本的な考え方

- ✦ 食品安全基本法→食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行う
- ✦ 3段階での適切な対応が必要
 - ✦ 輸出国における対策
 - ✦ 水際(輸入時)での対策
 - ✦ 国内流通時での対策

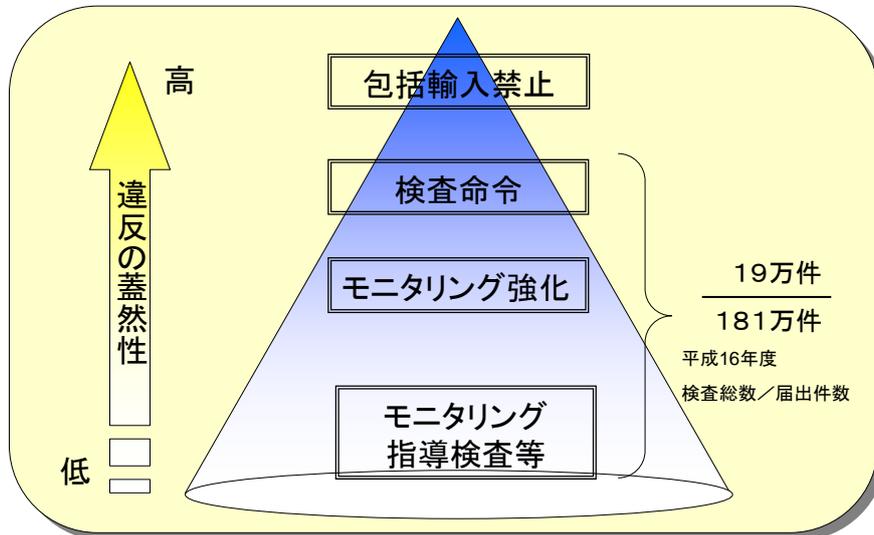
輸入食品の監視体制等の概要



輸入時における検査制度

- 検査命令
 - 食品衛生法の不適合の可能性が高い食品等
 - 輸入者が費用負担、試験結果判明まで留置き
- モニタリング検査
 - 年間計画に基づく検査
平成17年度 7万7000件
 - 試験結果の判明を待たずに輸入可能
- その他の検査
 - 自主検査の指導

輸入時の検査体制の概要



輸入食品監視指導計画とは

- ✦ 改正食品衛生法により既に策定された監視指導指針に基づき策定(H15. 8. 29)
- ✦ 具体的な内容
 - ✦ 重点的に監視指導を実施すべき項目
 - ✦ 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- ✦ 毎年度、当該計画を定め、公表
- ✦ 策定にあたっては、広く国民の意見を求める
- ✦ 監視指導の結果を公表

輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

- ✦ 輸入届出時における法違反の有無のチェック
 - ✦ 輸入届出、輸出国政府の証明書
 - ✦ 輸入者からの報告徴収
- ✦ 輸入時モニタリング検査の実施

平成16年度	7万6千件
平成17年度	7万7千件
平成18年度(案)	7万8千件
- ✦ モニタリング検査等で違反が発見された場合は、輸入時の検査を強化

7

輸入食品のモニタリング検査の考え方

- ✦ モニタリング検査に必要な検体数は、Codex(分析サンプリング部会)において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数が示されている。
(例)95%信頼度 →違反率0.1% →2995件
→違反率 1% → 299件
→違反率 10% → 29件等
- ✦ 先進諸国においては、CODEXで示された考え方を踏まえ、ある食品群について、95%の信頼度で違反率が1%以下であることを確認できる299件の検査数を基本として、検査を実施。
- ✦ 我が国においても、これを基本とし、さらに過去の違反率、輸入件数、重量、違反内容の重要度を勘案し、食品群毎に検査件数を設定。

8

厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動の要件

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

同一の製造者又は加工者からの同一の輸入食品(例:O-157、アフラトキシン等)

直ちに
検査命令

残留農薬
動物用医薬品

1回目
の違反

50%モニタリング
検査にアップ

2回目
の違反

違反の蓋然性
が高いと判断
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出されることのないことの確認が必要

9

海外情報に基づく緊急対応

◆ 海外における食品安全情報の積極的な収集

◆ 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

◆ 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課

◆ 問題の食品が我が国に輸入されている場合には、 流通状況調査、回収、輸入時検査強化

具体例: フランス産ナチュラルチーズ(リステリア菌汚染)等

10

輸出国における衛生対策の推進

- ✦ 我が国における食品安全関連情報の提供、JICA等が実施する開発途上国の食品衛生担当者の研修の実施
- ✦ 検査命令が実施されている輸入食品等について、輸出国政府に対する違反原因の究明及び再発防止策の確立を要請
- ✦ 現地調査や2国間協議を通じて、農薬等の使用管理、監視体制の強化、輸出前検査の推進を図る
- ✦ 生産段階での安全対策の確認が必要な場合には、専門家を輸出国に派遣

12

輸入者に対する基本的指導事項

	輸入時における 危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時 の確認事項
食品等一般 (共通事項)	・規格基準不適合 (清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品等)	・製造工程、製品に使用されている原材料及び添加物の正確な名称・割合等の生産・製造者への確認	・製造工程、原材料等に変更がないこと ・定期的な試験検査による成分規格等の適合の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
農産物及びその加工品	・残留農薬 (生鮮品、簡易加工品等)	・農薬の使用状況	・収穫前、収穫後における農薬の適正な用法、用量の遵守 ・定期的な試験検査による残留農薬の確認	・収穫後における農薬の使用の有無
畜産物及びその加工品	・残留動物用医薬品、飼料添加物	・動物用医薬品、飼料添加物の使用状況	・動物用医薬品、飼料添加物の適正な用法、用量、休薬期間等の遵守	

17

輸入者への自主的な衛生管理 の実施に係る指導

- ✦ 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施（特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品）
- ✦ 輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入見合わせ指導
- ✦ 自主検査の指導
- ✦ 記録の保存
- ✦ 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

18

違反が判明した場合の対応

- ✦ 違反食品が国内流通→関係の都道府県等と連携し、回収等の措置（国と都道府県等との役割の明確化）
- ✦ 都道府県等により違反輸入食品の発見→当該情報に基づき輸入時の検査強化
- ✦ 違反のあった輸入者に対する措置
 - ✦ 原因究明の調査
 - ✦ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- ✦ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁・停止
- ✦ 輸入食品の違反情報の公表（ホームページ）

19

平成17年度 輸入食品監視指導計画 監視結果(中間報告)

✦ 年度途中、年度終了後、計画に基づく監視結果を公表
(本年度は平成17年4月～9月までの結果を11月に公表)

1. 届出・検査・違反状況

届出件数…107%、検査総数…106% (対前年同月比)

2. 主な違反事例

3. モニタリング検査実施状況

計画数約77,000件に対し、実施率約56% (平成17年4月～9月)

4. モニタリング検査強化対象品目

全輸出国 1品目、17カ国・1地域 43品目

5. 検査命令移行品目

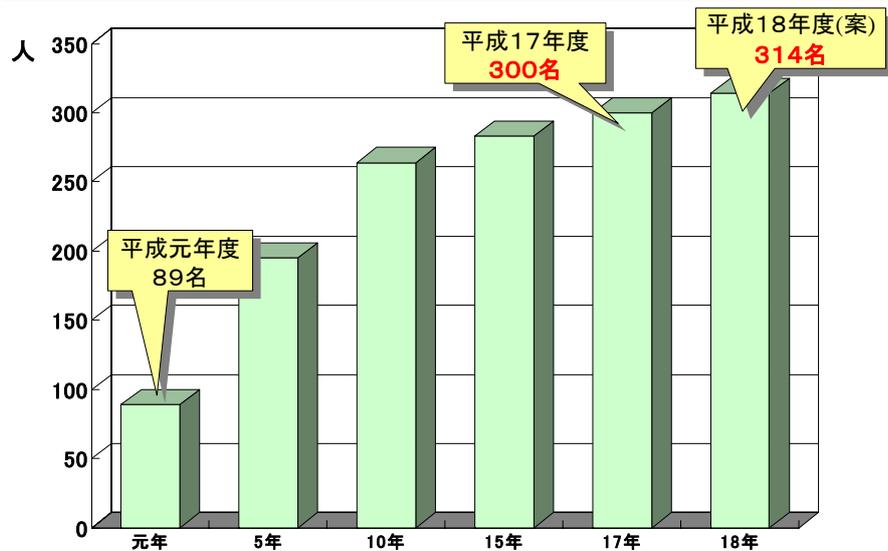
全輸出国 1品目、5カ国 8品目

6. 主な検査命令対象品目、違反状況

対象品目数:全輸出国9品目及び23カ国・1地域の126品目
(平成17年9月30日現在)

5

検疫所の食品衛生監視員年度推移



おもな食品衛生法違反事例(平成16年速報値)

違反条文	違反件数	構成比(%)	主な違反内容
6 有毒・有害物質等を含有する食品等の販売等の禁止	150	12.7	落花生、ピスタチオナッツ、ハトムギ、スパイス等のアフラトキシンの検出、有毒魚種の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出
9 病肉等の販売等の禁止	45	3.8	食肉・食肉製品の衛生証明書の不備
10 指定外添加物の販売等の禁止	174	14.7	サイクラミン酸(酒、菓子、調味料)、TBHQ(菓子、調味料)、ポリソルベート(ソース、調味料)、指定外添加物(パテントブルー、キノリンイエロー、アゾルビン)
11 規格基準に違反する食品等の販売等の禁止	774	65.5	農薬、動物用医薬品の残留基準違反(シベルメトリン、クロルピリホス、テトラサイクリン系、エンロフロキサシン、ストレプトマイシン)、冷凍食品の微生物基準違反(一般生菌数、大腸菌群)、添加物の使用基準違反(二酸化イオウ、ソルビン酸、安息香酸、過酸化ベンゾイル)
18 規格基準に違反する器具・容器包装の販売等の禁止	32	2.7	合成樹脂性、磁性性器具の規格基準違反(鉛、カドミウム、蒸発残留物、ホルムアルデヒド)
62 おもちゃ(乳幼児用)への準用規定	6	0.5	指定外着色料の溶出

輸出国に対する衛生対策強化要請例

- ◆ 中国産養殖うなぎ(動物用医薬品)
- ◆ 中国産ハトムギ(カビ毒)
- ◆ 中国産ソバ(カビ毒)
- ◆ 韓国産ヒラメ(動物用医薬品)
- ◆ 韓国産パプリカ(残留農薬)
- ◆ タイ産ハトムギ(カビ毒)
- ◆ タイ産バジルシード(カビ毒)
- ◆ 台湾産養殖うなぎ(動物用医薬品)
- ◆ 米国産とうもろこし(カビ毒)

平成18年度輸入食品監視指導計画の 主な改正(強化)点

◆ 輸入時の監視強化

- ・ モニタリング検査計画 7万8千件 (平成17年度 7万7千件)

◆ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保

- ・ 輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守を確認するため、現地調査や特定危険部位の付着・混入の有無を確認するための輸入時検査を実施

◆ ポジティブリスト制度の導入を踏まえたモニタリング検査項目の拡大

6

厚生労働省 食品安全情報

厚生労働省
Food Safety Information
食品安全情報

緊急情報

- 05年12月28日 米国及びカナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察について (結果報告)
- 05年11月02日 妊婦への魚介類の摂取と水痘に関する注意事項の見直しについて (平成17年11月2日)
- 05年08月12日 妊婦への魚介類の摂取と水痘に関する注意事項の見直しについて (平成17年8月12日)
- 05年06月06日 牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について
- 05年06月02日 牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について
- 05年06月04日 食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について
- 05年06月12日 牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について
- 05年06月27日 牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について
- 05年06月04日 国内における変異型クローイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)の発生について
- 04年12月14日 米から有機燐系農薬(フェニルメチルアルシリン酸(PMAA))が検出されたという発表について

◆ 緊急情報

◆ 食の安全に関するQ&A

◆ 食の安全に関するリスクコミュニケーションの取り組み

◆ 分野別施策

- 食中毒
- 食品添加物
- 食品中の残留農薬・動物用医薬品・飼料添加物
- 牛海綿状脳症(BSE)
- 遺伝子組換え食品
- 健康食品
- 輸入食品



<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

輸入食品監視業務ホームページ



- ◆ 食品衛生法に基づく輸入手続について
- ◆ 輸入食品監視指導計画
- ◆ 検疫所あて通知
 - 検査命令
 - モニタリング検査
- ◆ 輸出国公的検査機関リスト
- ◆ 違反事例情報



<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

国立医薬品食品衛生研究所の食品に関する情報



- ◆ 食品安全情報
- ◆ トピックス
- ◆ 各国の農薬・動物用医薬品の残留基準(MRL)リンク集
- ◆ 各国の農薬・動物用医薬品の残留モニタリング報告書等リンク集
- ◆ 食品中の化学物質関連情報
- ◆ 食品中の微生物関連情報



<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/index.html>